

真岡ロータリークラブ

●●● 令和5年度 奨学生「修学資金」のご案内 ●●●

真岡市・芳賀町・市貝町の中学校に在籍する3年生を対象に、有能な人材を育成するため、高等学校に進学する際に学資の一部を支給します。

●応募資格

- (1) 真岡市、芳賀町、市貝町の中学校に在籍する3年生で、高等学校に入学しようとする生徒。学習活動その他の品行が正しく、健康で将来良識ある社会人として活動できる見込みがある生徒。
- (2) ご両親または代わりに家計を支える方の令和4年度中の認定所得金額が別表（裏面）の収入基準以下である世帯に属する生徒。

●募集人数 真岡市・芳賀町・市貝町全体で10名以内

●支給金額 年間5万円 返済不要

●支給期間 3年間～最長5年間（高等専門学校入学者）

●支給方法 年1回支給（初年度は3月。次年度以降は4月。2年次以降の支給の際は、在学証明書のコピーを提出していただきます。）

●応募手続き等

- (1) 応募期間 令和3年7月1日～9月30日
(期日を過ぎてしまった場合はご相談下さい。)
- (2) 応募方法 希望者は真岡ロータリークラブ（以下、真岡RC）あてに
申込書を持参または郵送して下さい。
- (3) 提出書類 受給候補者決定後、受給候補者の保護者に下記該当書類の
いずれか指示されたものを提出していただきます。
 - ①世帯収入のわかるもの（源泉徴収票または住民税決定証明書）
 - ②生活保護受給証明書
 - ③住民税非課税証明書
 - ④家族全員の住民票

※申込書および提出された書類は、当クラブにおいての奨学生の選定のみに使用されます。
他の機関に情報を提供することは一切ありません。

（裏面につづく）

●選考方法

住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、準生活保護受給世帯、一人親世帯、多子世帯など、経済的に厳しい世帯に属する生徒を優先します。同等の受給候補者が多数の場合は、生徒・保護者同伴の面談により決定します。

●奨学生の決定等

- (1) 提出のあった書類等について審査・選考し、12月中旬に奨学生を決定します。
- (2) 修学資金は、初年度は3月の指定日に直接支給、2年次以降は在学証明書提出後4月中（予定）に奨学生の保護者が指定する銀行口座に振り込みます。

●その他

- (1) 奨学生候補者として決定された場合、奨学生は高校合格後、速やかに入学許可書ないしそれに代わるものの写しを当クラブあてに提出しなければなりません。
- (2) 奨学生候補者に選定された生徒の申込書の記載事項に偽りがあった事が判明した場合は、支給を取り消すこともあります。
- (3) 奨学生が不登校、留年、休学、退学となった場合は、原則として支給を停止します。
- (4) 本資金はあくまでも修学資金であるため、資金の使用明細のわかる領収書等の写しを真岡RC事務局まで提出しなければなりません。
- (5) 奨学生は、当クラブに関し、各種書類の提出以外には一切義務を負いません。

●問い合わせ先 ◆◆◆学校の先生ではなく、真岡RCに直接お問い合わせ下さい◆◆◆

真岡ロータリークラブ事務局 電話 0285-84-2511

真岡市荒町1203番地 真岡商工会館内 ホームページ <http://rc-moka.jp/>

【電話受付：平日の午前10:30～正午、午後1:00～午後3:00、土日は対応できません。

その他の時間帯は真岡RC奨学金委員長 渡邊佳寛（携帯：090-4964-4385）まで】

(別表) 収入基準額

世帯人員（本人を含む）	収入基準額
1人	1,390,000円
2人	1,980,000円
3人	2,120,000円
4人	2,290,000円
5人	2,390,000円
6人	2,500,000円
7人	2,620,000円
7人を超える場合	1人増すごとに120,000円を、世帯人員7人の収入基準額に加算します。

※上記の基準額、所得等の特別控除については平成31年度（令和元年度）栃木県育英会に準じています。生徒本人と同居であっても、生計を別にする祖父母や兄弟姉妹の収入は上記に含まれません。その他、ご不明の点がある場合は真岡RC事務局または渡邊までお問い合わせ下さい。